



# 長野県報

5月1日(火)  
平成19年  
(2007年)  
第1859号

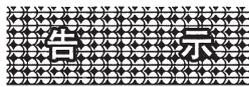
## 目次

### 告示

- 人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の一部改正(人権・男女共同参画課) ..... 1
- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) ..... 1
- 信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域(ビジネス誘発課) ..... 1
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課) ..... 1
- 文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県天然記念物の指定並びに長野県天然記念物の指定解除(文化財・生涯学習課) ..... 2

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) ..... 2
- 表彰規則に基づく表彰(人事課) ..... 2
- 都市計画の変更案の縦覧(生活排水対策課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) ..... 3
- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) ..... 3
- 一般競争入札(経営企画課) ..... 3
- 住民監査請求の監査結果(監査委員事務局) ..... 4



## 告示

医療政策課

### 長野県告示第272号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱(昭和62年長野県告示第48号)の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

第3の表の人権・共生のまちづくり施設運営事業の項中「並びに備品購入費」を「、備品購入費並びに負担金」に改める。

人権・男女共同参画課

### 長野県告示第273号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380	平成22年4月30日

### 長野県告示第274号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 飯田市鼎下山414-1、414-3及び414-7

ビジネス誘発課

### 長野県告示第275号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成19年4月27日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
信州うえだ農業協同組合よだくぼ南部支所	上田市武石沖191	上田市武石沖191
信州うえだ農業協同組合東塩田支所下之郷店	上田市下之郷363-5	上田市下之郷363-5

会計課

長野県告示第276号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成19年4月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会	安曇野市三郷明盛2198番地1	安曇野市三郷明盛2198番地1

会計課

長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項、第30条第1項及び第31条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、並びに長野県天然記念物の指定を解除します。

平成19年5月1日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び名称
絹本著色地蔵十王図	11幅	駒ヶ根市赤穂29	駒ヶ根市赤穂29 光前寺
絹本著色菊慈童	1幅	飯田市追手町2丁目655-7 飯田市美術博物館	飯田市
高遠山古墳出土品	38点	中野市大字一本木字大田495-6 中野市歴史民俗資料館	中野市

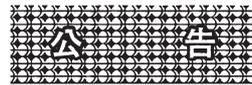
2 長野県天然記念物に指定する文化財

名称	所在地	所有者の住所及び名称
沓掛温泉の野生里芋	小県郡青木村大字沓掛字湯尻481-2及び481-5	小県郡青木村大字沓掛418 沓掛芳己
	小県郡青木村大字沓掛字湯尻481-4	小県郡青木村大字沓掛409 沓掛ます子

3 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名称	所在地	指定告示
鳥出神社のケヤキ	飯山市大字下木島字鬼神堂425	昭和40年4月30日長野県教育委員会告示第5号

文化財・生涯学習課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県慢性腎臓病の病態と治療研究会
- 3 代表者の氏名  
樋口 誠
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市筑摩2丁目17番5号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、慢性腎臓病患者に対し、早期診断と治療方法ならびにその結果について地域レベルの研究事業を実施し、その成果から慢性腎臓病治療への科学的根拠を得て先端医療の開発治療法の向上発展ならびに治療薬研究開発のための治験の推進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第6条の規定により、次の者を表彰しました。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁

スポーツ栄誉賞  
平成19年4月16日表彰  
山室 忠  
酒井 裕唯

人事課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月1日

長野県知事 村井 仁